

袖ヶ浦市自動運転社会実装推進協議会設置要綱

制定 令和8年7月1日

（目的）

第1条 袖ヶ浦市自動運転社会実装推進協議会（以下「協議会」という。）は、地方公共団体、関係行政機関、事業者による綿密な連携体制の下、レベル4自動運転移動サービスの関係許認可取得に向けた課題等について協議を行う場として設置し、地域の受容性醸成を図りつつ関係許認可手続等の透明性・公平性を確保することで、地域のレベル4自動運転移動サービスの実現を加速することを目的とする。

（情報共有・協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げるものを情報共有・協議事項とする。

- （1）地域公共交通サービスとしてのレベル4自動運転移動サービスの将来構想
- （2）レベル4自動運転移動サービスの実現に向けた実証及び社会実装の進捗状況
- （3）レベル4自動運転移動サービスの実現に向けた課題及び対策
- （4）その他、レベル4自動運転移動サービスの実現に必要な事項

（協議会の構成員）

第3条 協議会は、次に掲げる者を構成員とする。

- （1）市長又はその指名する者
- （2）関東運輸局長又はその指名する者
- （3）関東整備局長又はその指名する者
- （4）関東経済産業局長又はその指名する者
- （5）千葉県警察本部長又はその指名する者
- （6）自動運転による移動サービスの運行主体
- （7）自動運転の実現に係る事業者・団体
- （8）その他の協議会が必要と認める者

（会長）

第4条 協議会には会長を置く。

- 2 会長は、前条第1号に掲げる委員をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

（会議）

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、自動運転移動サービス実現のための情報共有や協議の促進を図るため、半期に1回を目処に実施する。

- 2 委員が会議に出席できない場合は、委員が指名した者の代理出席を可とする。
- 3 会議の議決方法は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 会議の議題が情報共有のみであり協議事項がない場合や、当初計画に対し重要な変更を伴わない事項である場合は、書面決議等を可とする。

(地域公共交通計画等との調和)

第6条 協議会の協議は、袖ヶ浦市地域公共交通計画の内容と調和が図られるよう配慮するものとする。

- 2 レベル4自動運転移動サービスが、持続的な地域公共交通サービスとして運行する場合は、その旨を袖ヶ浦市地域公共交通計画に定めることを検討する。

(協議会の解散)

第7条 地域においてレベル4自動運転移動サービスが実装され、持続的な地域公共交通サービスとして地域に定着するなどにより、構成員等が協議会の実施を不要と判断する場合は、構成員の合意を経て協議会を解散することとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務は、袖ヶ浦市企画政策部政策秘書課に置く。

- 2 事務局は、会議等の結果報告を取りまとめ、関東運輸局長又はその指名する者に提出する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が会議等に諮り定める。